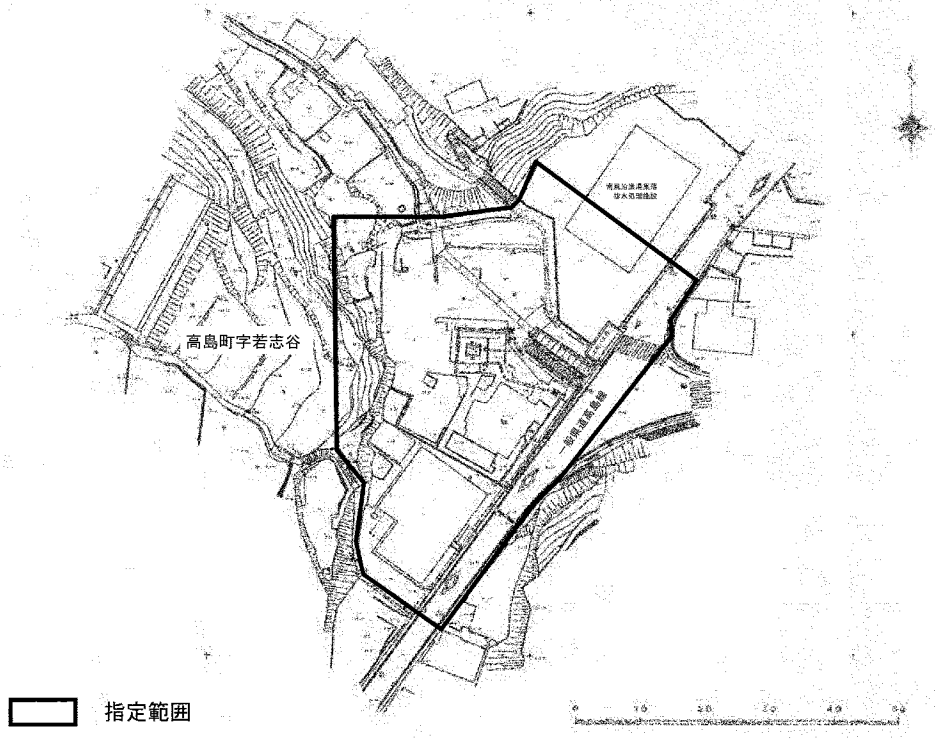


史跡高島炭鉱跡　高島北渓井坑跡　中ノ島炭坑跡　端島炭坑跡
（高島北渓井坑跡）　指定地域参考図

○文部科学省告示第百三十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
東福寺本坊庭園	京都府京都市東山区本町十五丁目	七七八番のうち実測四二六八・五〇平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を京都府教育委員会及び京都市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
松花堂及び書院庭園	京都府八幡市八幡女郎花	別図のとおり 備考　別図は省略し京都府教育委員会及び八幡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
岸和田城庭園（八陣の庭）	大阪府岸和田市岸城町	一八二四番
三井楽（みみらくのしま）	長崎県五島市三井楽町	別図のとおり 備考　別図は省略し長崎県教育委員会及び五島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
ティンダバナ	沖縄県八重山郡与那国町字与那国野武原	二五三二番五
	同　字与那国内道	四八四四番二のうち実測面積二七二五〇・七〇平方メートル
	同　字与那国野底	二三四四番九 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び与那国町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。